

## 戦国楚簡『容成氏』における身体障害者

竹田 健 一

はじめに

一九九四年、盗掘されて香港の骨董市場に売りに出された大量の竹簡が、上海博物館によって購入された。楚系文字と呼ばれる古文字で記されているこの竹簡資料（以下、上博楚簡）は、同じく楚系文字で記されている一九九三年出土の郭店楚簡とともに、中国古代思想史研究に重大な影響をもたらす貴重な資料として、現在注目を集めている。儒家や道家などの思想系の文献を多数含む郭店楚簡・上博楚簡は、ともに戦国中期の楚の貴族の墓から出土したものと考えられており、従って両楚簡に含まれている文献は既に戦国期に確実に存在するものであったことが明らかにされたからである<sup>(一)</sup>。現在、両楚簡資料を用いた研究により、従来定説とされてきた見解の見直しが進んでいる。

筆者も郭店・上博両楚簡の研究に取り組んでいるが、上博楚簡に含まれていた古佚文献『容成氏』の中に、身体障害者に関する興味深い言及があることが分かった<sup>(二)</sup>。そこで本稿では、この『容成

氏』における身体障害者に関する言及について紹介し、それに関して若干の考察を加えてみることにする。

### 一 上博楚簡『容成氏』

先ず、古佚文献である『容成氏』について、その概略を紹介しておく<sup>(三)</sup>。

『容成氏』は、『上海博物館藏戦国楚竹書（二）』（上海古籍出版社、二〇〇二年）において、竹簡の写真と李零氏による釈文・注とが発表された。それによれば、現存する竹簡数は五十三枚で、竹簡の長さは約四四・五センチメートル、一簡あたりの文字数は四十二字から四十五字である。また、郭店楚簡や上博楚簡に含まれている文献には篇題が記されていないことが多いが、『容成氏』の場合は、第53簡の背面に「訟成氏」（容成氏）と篇題が記されている<sup>(四)</sup>。

『容成氏』の五十三枚の竹簡の内、完全な竹簡は三十七枚に止まり、他はいずれも残欠した部分がある。加えて、数枚か或いはそれ以上の脱簡がある可能性があり、本来の竹簡数は五十三枚より多か

つたと考えられる。こうした残欠や脱簡により、解釈の困難な部分も存在するが、全体としてこの文献は、上古の「容成氏」から周の文王・武王に至るまでの帝王の系譜と、その帝王の地位がどのように継承されたかについて述べたものと考えられる<sup>(五)</sup>。

注目されるのは、『容成氏』の作者が、上古の帝王たちは「皆其の子に授けずして賢に授」けたとし、王朝交代の方法として禅譲のみを肯定し、放伐や世襲による王位の継承を否定する点である。郭店楚簡に含まれていた儒家系の古佚書『唐虞之道』においても、天下を賢者に譲る禅譲を理想とする思考が説かれていたが、『容成氏』も、禅譲こそが理想の王朝交代のあり方であると主張しているのである。こうしたことから見て、『容成氏』は戦国期の儒家によって成立した文献の一つと推測されている。

## 二 『容成氏』における理想的な統治と身体障害者

『容成氏』において、身体障害者に関する言及が見られるところは二箇所存在する。先ずその内の一つ、文献全体の冒頭部分について見てみよう。

『容成氏』は、以下の記述で始まっている<sup>(六)</sup>。

「昔者容成氏、□□氏、□□氏、□□氏、□□氏、□□氏、□□氏、□□氏、□□氏、□□氏、□□氏、□□氏、尊」  
 廬氏、赫胥氏、喬結氏、倉頡氏、軒轅氏、神農氏、禱々氏、墉  
 遷氏の天下を有つや、皆其の子に授けずして賢に授く。其の徳  
 猶お清くして、上は下を愛し、其の志を一にし、其の兵を寢め、  
 其の材を官とす<sup>(七)</sup>。

上古以来、天下は容成氏以下多くの帝王たちによって治められて

きた。それら上古の帝王は、天下を「皆其の子に授けずして賢に授」けた。つまり、帝王の位を、世襲ではなく禅譲によって賢者に譲ったのである。帝王たちの徳は清く、下位にある者を慈しみ、民とその志を一つにし、また軍事行動を起こすことはなく、有能な人物を役人として登用し、立派な統治を行ったのである。

『容成氏』で最初に身体障害者が登場するのは、続く以下の部分である。

是に於て唵聾は燭を執り、冒戎は瑟を鼓ち、跛躄は門を守り、侏儒は矢を爲り、長者は絲屺し、僂者は攻讐し、癯者は鹹齧（しお）を煮、疣者は沢に漁し、害棄すら廢されず。

上古の帝王たちが理想的な統治を行った時代において、さまざまな身体的障害を持った民は「廢され」ることがなかった。政府は身体障害者たちにその障害が支障とならない職務に就かせ、安定した生活を送らせていたのである。すなわち、発声や耳に障害がある者たちは灯火を司り、目の不自由な者たちは「瑟」を演奏した。また足の不自由な者たちは門番を、生まれつき背の低い者たちは矢作りを、腹の膨れた者たちは土地の吉凶の占いを、背の曲がって俯くことの出来ない者たちは天文観測を、頸にこぶのある者は塩作りを、体にいぼのある者は沢で魚を捕ることを、それぞれ担ったのである。

こうした記述から、『容成氏』の理想とする上古の帝王の統治には、役所が直接雇用する形で身体障害者の生活を保護しようとする福祉施策が、明確に含まれていたと見なすことができよう。

続く部分では、理想的な上古の統治には、生活に困窮する民の生活を保護する施策も含まれていたことが記されている。

凡そ民の疲弊せる者には、教して之を誨し、飲して之を食わし、

百官に役せられんことを思はば而ち月ごとに之を請わしむ。

生活の困窮した民に対して、上古の帝王たちは先ず彼らを教え戒めた上で、飲食を提供した。加えて、そうした民の中に、役所の仕事に就くことを求める者がいれば、月ごとにそれを請求させた。おそらくこれは、雇用期間を一ヶ月単位に制限し、職を求める多数の民に公平に仕事を分配したということであろう。

以上のように、『容成氏』においては、上古の帝王が行った理想的な統治の中に、身体障害者や生活困窮者などを対象とした、さまざまな福祉施策が含まれていたとされている。上古の立派な帝王が行った所謂「仁政」に、身体障害者に対する施策が組み込まれていたとする点は、非常に興味深い。詳しくは後述するように、こうした思考は伝世の先秦の儒家系文献にはほとんど見出されないからである。

### 三 『容成氏』における暴虐な統治と身体障害者

『容成氏』中に身体障害者が登場するもう一つの部分は、夏の桀王を殷の湯王が放伐する経緯を記述するところにおいてである。

天下に王たりて十有六世にして桀作る。桀其の先王の道に述したわらずして、自ら畸を為す。……是の時に当たり、強弱にして辞揚せず、衆寡にして聴訟せず。天地四時の事修まらず。湯乃ち輔くるに征籍を為り、以て關市に征す。民乃ち宜ほんど怨み、虐疾始めて生ず。是において暗、聾、跛、眇、癭、疒、僂の始めて起ること有り。

この部分は、『容成氏』の第35簡から第37簡にかけてであるが、

第35簡には上下二つに断裂しており、竹簡の接続並びにその文字列の復元に関して問題があると考えられる。このため、解説が甚だ困難であるが、概ね以下のような内容であると考えられる<sup>(八)</sup>。

禹が夏王朝を建ててから十六代後に、桀が天子となる。桀王は先王の道に従うことなく、王者らしからぬ奇妙な振舞いをした。桀王は、実情に応じた公平な統治を行おうとはせず、このため天下は大いに混乱した。その桀王を湯は補佐し、課税のための帳簿を作成して、関所の通行や市場での売買に対して課税させた。この過酷な統治に対して民は怨みを抱き、そのために激しい疾病が発生・流行して、聾啞者や足の不自由な者、目の不自由な者、頸にこぶのある者、体がかがんで頭を上げることのできない者、背中の曲がった者などが発生するに至った。

伝世の儒家系文献においては、殷王朝を開いた湯は通常、古代の立派な聖王の一人とされる<sup>(九)</sup>。ところが、この部分で湯は、後に桀王を倒すため陰謀をたくらみ、桀王を補佐するふりをしながら、王の評判を落とすべくその悪政を助長した、とされている。『容成氏』においては、湯は必ずしも理想的な統治を行った人物としては描かれていないのである。

『容成氏』が湯について否定的に描くのは、禪讓こそが理想の王位継承の形態であると主張する、この文献の基本的立場が関わっている。すなわち、『容成氏』は禪讓を肯定して放伐を否定するたため、桀王を放伐した湯を低く評価した、と考えられるのである。

ところで、この部分では、湯の陰謀により激しさを増した桀王の悪政を怨んだ民の間に疾病が流行し、そのためさまざまな身体障害者が生じた、とされている。先に見たように、『容成氏』では、上古の立派な帝王による理想的な統治のもとでは、身体に障害がある者も「廃され」ることなく、生活することができたとされていた。それに加えて、『容成氏』においては、生活苦にあえぐ民衆の怨嗟

こそが、身体障害者を発生する原因だとされているのである。

こうした主張からは、治世の善悪と身体障害者とを関連づけようとする思考が読み取れるであろう。すなわち、『容成氏』においては、社会的に最も弱い立場にある身体障害者の福祉こそが、その時の統治が善政であるか悪政であるかを示す、一種のバロメーターの役割を果たすとされているのである。

もつとも、『容成氏』には堯や舜などの治世について説明する部分も存在しているのだが、ここでは身体障害者についてまったく触れられていない。つまり、古代の帝王の統治と身体障害者のあり方とを結びつける思考は、『容成氏』の中で部分的に説かれているに過ぎないのである。『容成氏』において身体障害者の福祉は、あくまでも統治のあり方を示すさまざまな社会的現象の中の一つとされているに止まる、と理解すべきであろう。

以上、古佚文献である『容成氏』において存在する、古代の帝王たちの統治と身体障害者の福祉とを結びつける思考について述べた。続いて、『容成氏』に見えるこうした思考と伝世の儒家系文献との関係について見てみる。

#### 四 伝世の儒家系文献における身体障害者

儒家系と見られる古佚文献『容成氏』においては、古代の帝王たちの統治と「聾」「跛」「瘿」「瘠」などの身体障害者の福祉とを結びつける思考が認められたが、こうした思考は、『論語』『孟子』『荀子』といった伝世の儒家系文献には見出すことができない。

もつとも、『孟子』の中には、古代の帝王の統治の中に福祉施策が含まれていたとする説明がある。

王曰く、「王政聞くことを得可きか」。対えて曰く、「昔者文王

の岐を治むるや、耕す者には九に一にし、仕うる者には祿を世々にし、関は譏ぶるも征せず、沢梁は禁無く、人を罪するに孥にせず。老いて妻無きを鰥と曰い、老いて夫無きを寡と曰い、老いて子無きを独と曰い、幼くして父無きを孤と曰う。此の四者は、天下の窮民にして告ぐる無き者なり。文王の政を發し仁を施すや、必ず斯の四者を先にす。(梁惠王下篇)

齊の宣王が孟子に、王者の統治とはどのようなものであったのかを尋ねたところ、孟子は周の文王が諸侯として岐を統治した時の様子を、次のように説明した。「文王は、農民に対する課税を收穫の九分の一に抑え、役人として仕える者にはその俸祿を世襲させ、関所を通行する者の取り調べはするが、通行税の取り立てはせず、関で魚を捕ることは自由に行わせ、悪事をはたらいた人を罪する場合にその罪を妻子にまで及ぼすことがありませんでした。年老いても妻がない者を鰥といい、年老いても夫がない者を寡といい、年老いても子がいない者を独といい、幼くして父がない者を孤といいます。鰥・寡・独・孤に当てはまる者たちは、天下に頼る者はいないかわいそうな人たちです。そこで文王は、民を統治し仁を施すに当たって、必ず鰥・寡・独・孤の者たちを優先したのです。」

この資料からは、『孟子』において、古代の立派な聖王の一人である周の文王の仁政は、民に重税を課したり嚴罰を施すことがなく、民の生活をいわば保障するものと見なされていたことが分かる。特に、夫婦関係或いは親子関係にある者がおらず、頼る者のいない「天下の窮民」について、文王が彼らを重視して、福祉施策を優先して実施したとされる点は注目されよう。

先に見たように、『容成氏』においても、「民の疲弊せる者には、教して之を誨し、飲して之を食わし、百官に役せられんことを思はば而ち月ごとに之を請わしむ」と、生活に困窮する民の生活を安

定させるため、古代の帝王たちが福祉施策を行ったとされていた。従って、『孟子』と『容成氏』とは、古代の理想的な帝王の統治に福祉施策が含まれていたとする点で、共通する面が認められるといえる。

しかしながら、『容成氏』においては古代の帝王たちの統治と身体障害者の福祉とが結びつけられていたのに対して、『孟子』の描く文王の統治の中には、身体に障害のある者への言及が全く存在しない。『孟子』の理想とする統治における福祉施策には、身体障害者に関する施策が含まれていないのである。

加えて『孟子』には、暴虐な天子による統治のもとでは身体に障害のある者が発生し、その数を増すといった思考も、見出すことができない。『孟子』においては、そもそも帝王の統治と身体障害者とを結びつける思考自体が存在していないようなのである。

ここで注目されるのが、『礼記』である。『礼記』王制篇には、以下のような記述がある。

少くして父無き者は之を孤と謂う。老いて子無き者は之を独と謂う。老いて妻無き者は之を矜と謂う。老いて夫無き者は之を寡と謂う。此の四者は、天民の窮して告ぐる無き者なり。皆常饘有り。瘠、聾、跛、躄、断者、侏儒、百工、各おの其の器を以て之を食う。

ここでは、有虞氏・夏后氏・殷・周の礼のあり方として、幼くして父がない孤、年老いて子がない独、年老いて妻がない矜、年老いて夫がない寡に対しては食物を贈ってその生活を安定させ、また発声や耳に障害がある者、足の不自由な者、四肢を切断された者、生まれつき背の低い者など、身体に障害のある者は、政府がそれぞれ能力に応じた役割を与えて彼らの生活を保護した、とさ

れている。すなわち、古代の立派な帝王は、『孟子』が描く文王の統治同様、夫婦関係或いは親子関係にある者がいない「窮して告ぐる無き者」たちに対して福祉施策を実施しただけでなく、身体障害者に対しても、その障害が支障とならない職務を与え、その生活を保証したとされているのである。

ここから、『礼記』王制篇には、古代の帝王たちの理想的統治と身体障害者の福祉とを結びつける思考が存在しているといえよう。そして、特に身体障害者に言及し、障害の内容に応じて役所が雇用するという点において、『容成氏』との強い共通性を見ることができるのである。

また『礼記』礼運篇にも、古代の帝王たちの統治と身体障害者の福祉とを結びつける思考が存在している。

大道の行わるるや、天下を公と為す。賢を選びて能に与し、講ずること信にして修むること睦なり。故に人は独り其の親を親とせず、独り其の子を子とせず、老をして終わる所有り、壯をして用いる所有り、幼をして長ずる所有り、矜寡・孤独・廢疾の者をして、皆養う所有ら使む。

古代において立派な帝王が大道を行った時には、天下は公のものとなされた。帝王は賢者や能力のある者を登用し、また常に真実を語り、民に対して親切であった。このため、民は自分の親にだけ仕えたり、自分の子だけを慈しんだりせず、他者の親にも仕え、他者の子をも慈しんだ。帝王の立派な統治のおかげで老人は安らかな晩年を迎え、壮年は立派に働き、年少者は健やかに育った。また夫婦関係或いは親子関係にある者がいない者や、「廢疾」、つまり身体障害者も、その生活が保護され、困窮することがなかった。

このように、『礼記』の王制篇や礼運篇においては、理想的統治

を行った古代の帝王は、頼る者のいない「窮して告ぐる無き者」への施策を行っただけでなく、身体障害者を対象とする施策をも行ったとされている<sup>110</sup>。古代の帝王の理想的統治と身体障害者の福祉とを結びつける思考が存在する点で、この『礼記』中の二つの篇は、『容成氏』と共通する面を持つと見なすことができるのである。

戦乱の絶えなかった春秋・戦国期においては、身体障害者の多くは、富国強兵に役に立たないものとして見捨てられ、悲惨な状況に陥っていたと推測される。そうした現状からすれば、社会的弱者である身体障害者に対してまでも、十分にその生活を保障したとするのは、確かに理想的な統治であったことの象徴となり得ると考えられる。『容成氏』や『礼記』王制篇や礼運篇が一致して身体障害者に対する福祉施策を記しているのも、そうした観点によるものである。また、古代の共同体にあつては、身体障害者もそれなりに役割が割り振られ、共同体の一員としていわば「共生」していたとする古代ユートピアの記憶が、その背景に存在した可能性も考えられよう。

さて、郭店楚簡と上博楚簡には、『礼記』緇衣篇とほぼ同一の文献が含まれており、また上博楚簡には『礼記』孔子間居篇とほぼ同一の文献（『民之父母』）が含まれていた。更に、本稿執筆時点では未公開だが、上博楚簡には『大戴礼』武王踐阼篇・曾子立孝篇に相当する文献も含まれているとされる。このため、『礼記』や『大戴礼』に含まれている諸篇の成立時期について、それを専ら秦漢以降としていた従来の定説が、郭店楚簡・上博楚簡の出土により見直されるに至った。すなわち、少なくとも緇衣篇や孔子間居篇の成立時期は、戦国中期よりも遡ると考えざるを得なくなったのである。

『礼記』王制篇や礼運篇については、今のところ楚簡資料に相当する文献が確認されていない<sup>111</sup>。しかしながら、古代の理想的な統治において、「窮して告ぐる無き者」だけでなく、身体障害者

をも対象とした福祉的施策があつたとする思考を含む点で、この二篇と『容成氏』とに共通する面が認められることは、『礼記』王制篇と礼運篇の性格やその成立時期の問題を考える上で、重要な意味を持つと思われる<sup>112</sup>。可能性としては、この二篇が戦国期に既に成立していたとも十分考えられよう。

もっとも、『容成氏』においては、暴虐な天子による統治のもとでは、身体障害者が発生し、その数を増したとする思考も存在していた。『容成氏』においては、立派な帝王の統治と、暴虐な帝王の統治下とが対比的に捉えられ、身体障害者の福祉は、その時点での統治が善政であるか悪政であるかを示す、一種のパロメータ的な役割を果たすとする思考が見られたのである。

これに対して『礼記』王制篇・礼運篇においては、古代の帝王が身体障害者に対する福祉的施策を行ったとはされているものの、暴虐な統治によって身体障害者が生じたといった内容の記述は見出すことができない。また『礼記』中の他の諸篇においても、そうした暴虐な統治と身体障害者の発生とを結びつける思考を見出すことはできないのである。

このため、身体障害者の福祉が統治のあり方を示す一種のパロメータの役割を果たすといった思考は、今のところ伝世の儒家系文献には見出すことのできない、『容成氏』独特の思考と位置付けることができると思われる。

#### おわりに

上博楚簡は、郭店楚簡同様、戦国中期に造営された楚の貴族の墓から出土したものと考えられる。このため、古佚文献『容成氏』は、戦国中期に既に流布していた文献の一つと見られ、従つてその成立時期は、戦国初期に遡り得ると推測される。

となると、身体障害者の福祉が統治のあり方を示す一種のパロメーターの役割を果たすとの『容成氏』の特異な思考は、戦国初期か、或いはそれ以前に既に存在した可能性があるということになる。

そもそも、こうした特異な思考が戦国期に存在したということが自己、伝世の文献のみを対象とした研究では明らかにすることができず、楚簡資料の研究によって初めて解明することができたのである。楚簡研究の可能性は極めて大きいということが、このことから窺うことができるであろう。

楚簡を用いた思想史研究を行う研究者の数は、国内においては決して多くはない。しかし、楚簡などの新出土資料の発見は、今後も続くに違いない。中国古代思想史の見直しは、しばらく続くことになると思われる。

注

- (一) 郭店楚簡・上博楚簡については、戦国楚簡研究会(浅野裕一、湯浅邦弘、福田哲之、竹田健二、菅本大二)「戦国楚簡研究の現在」(『中国研究集刊』別冊『新出土資料と中国思想史』(第33号)、二〇〇三年)参照。なお、郭店楚簡は、湖北省荆門市の郭店一号楚墓から出土したもので、中国の考古学者は、郭店一号楚墓を戦国中期の後半、前三〇〇年頃に造営された楚の貴族の墓としている。上博楚簡は、盗掘によって出土したものであるため、出土地などに関する信頼できる情報が存在しない。しかし、中国科学院上海原子核研究所が行ったC14による年代の測定によれば、その書写は前三七三〜前二四三年である(『上海博物館戦国楚竹書研究』(上海書店出版社、二〇〇二年)所収「馬承源先生談上博簡」の記述に基づく)。また、上海博物館

の元館長である馬承源氏は、『上海博物館藏戦国楚竹書(一)』(上海古籍出版社、二〇〇一年)の「前言：戦国楚竹書の發現保護と整理」において、情況からの推測であり確証はないとしながらも、上博楚簡と郭店楚簡とが同一の墓から出土した可能性があるかのように述べている。馬氏の説明は極めて曖昧だが、両楚簡は字体などだけでなく、出土地点などに関してかなり近い関係にあることを示唆していると思われる。

(二) 古佚文献とは、伝承が途絶えて一旦失われてしまった後、考古学的発掘調査や盗掘などによって出土し、再びこの世に現れた文献を指す。郭店楚簡には道家系と考えられる『太一生水』や、儒家系と考えられる『魯穆公問子思』『窮達以時』など、多数の古佚文献が含まれていた。上博楚簡にも、『容成氏』以外に多数の古佚書が含まれているとされるが、本稿執筆時点では、まだその一部しか公開されていない。

(三) 以下、注(一)前掲「戦国楚簡研究の現在」所収の「上博楚簡『容成氏』」(浅野裕一)、浅野裕一「孔子は『易』を学んだか?—新出土資料による古代中国思想史の再検討—」(『図書』第65号、二〇〇三年)参照。また、二〇〇三年十二月二十八日に台湾大学で行われた「日本漢学的中国哲学研究」と郭店、上海竹簡資料国際学術交流会議」における浅野氏の発表「在上博楚簡〈容成氏〉中の禪譲与放伐」から多大な教示を得た。

(四) 「訟」は「容」と、「氏」は「氏」と、それぞれ通ずる。

(五) 「容成氏」は、『莊子』胠篋篇や『六韜』逸文において古代の帝王の一人とされている。

(六) 以下、『容成氏』からの引用は、基本的に『上海博物館藏戦国楚竹書(二)』の李零氏の釈文に基づく。なお、蘇建洲「〈容成氏〉譯釋」(『上海博物館藏戦国楚竹書(二)』読本)「萬卷樓圖書股份有限公司、二〇〇三年」所収)、邱德修『上博楚簡〈容

成氏』注釋考證』(台湾古籍出版有限公司、二〇〇三年)、注(三)前掲の浅野発表の解釈、並びに私見によって一部字句を改めた箇所があるが、煩雑を避けるため逐一の注記を省いた。また、理解の便を図るために、漢字の字体については出来る限り通行の字体に改めた。

(七)『容成氏』の冒頭の第一簡は「廬氏、赫胥氏、く」から始まる。篇題が「容成氏」であることから見て、おそらくこの第一簡の前に脱簡があり、その脱簡には「容成氏」に関する記述が含まれていたと推測される。「く」内の文字は、一簡あたりの字数を勘案しながら、その脱簡の文字を推測し補ったものである。

(八)この部分の解釈については、注(三)前掲の浅野発表から多くの教示を得た。

(九)例えば、『論語』には「(前略)子夏曰く、富めるかな言や、舜の天下を有つや、衆に選んで皐陶を挙げ、不仁者遠ざかる。湯の天下を有つや、衆に選んで伊尹を挙げ、不仁者遠ざかる。」(顔淵篇)、また『孟子』には「文王何ぞ当たる可きや。湯由り武丁に至るまで、賢聖の君六七作る。」(公孫丑上篇)、「孟子曰く、『禹は旨酒を悪みて、善言を好む。湯は中を執りて、賢を立つるに方無し。文王は民を視ること傷むが如く、道を望むこと未だ之れ見ざるが而し。武王は邇きを泄らず、遠きを忘れず。周公は三王を兼ねて以て四事を施わんと思ひ、其の合

わざる者有れば、仰ぎて之を思い、夜以て日に継ぎ、幸いにして之を得れば、坐して以て旦を待つ』(離婁下篇)とある。

(一〇)『尚書』大禹謨には、堯は「無告を虐げず、困窮を廢」することがなかったとする、舜の言葉がある。

(一一)『礼記』問喪篇には、「禿者は免せず、偃者は袒せず、跛者は踊せず。悲しまざるに非ざるなり。身に鋼疾有りて、以て

礼を備える可からざればなり。」とあり、身体障害者と礼の規定とに関する言及がある。こうした記述の前提にも、身体障害者と統治のあり方とを結びつける思考が存在した可能性が考えられる。

(一二)従来『礼記』王制篇・礼運篇については、専ら漢初の成立と見なされてきた。例えば、武内義雄氏は、王制篇について「漢初おそらく文帝のころの学者が編したもので、漢初の政治思想を考えるのに面白いものであるうと思う」(『武内義雄全集』第三卷「角川書店、一九七九年」所収の『礼記の研究』)と述べ、また礼運篇についても、「荀子以後の編成に出るもの」(『礼運考』「支那学」二卷一―号、一九二二年)。後に『竹内義雄全集』第三卷に収録)としている。また板野長八氏は、礼運篇の成立について、「董仲舒に次ぐ頃、すなわち昭帝の時に行なわれた塩鉄論争の前後に出来たものと思われる」(『岩波講座世界歴史』四「岩波書店、一九七〇年」、後に『儒教成立史の研究』(岩波書店、一九九五年)に収録)と述べている。

(一三)『礼記』礼運篇においては、大道が行われている理想的な世界として大同が説かれている。こうした大同思想は、清末の学者・康有為にも大きな影響を与え、『大同書』のようなユートピア思想を生み出す契機となった。

「付記」小論は、平成十五年度科学研究費補助金・基盤研究(B)

「戦国楚系文字資料の研究」(研究代表者 竹田健二)による研究成果の一部である。